

交流支援スペース特殊設備

1 交流支援スペースの特殊設備概要

(1) 吊物機構設備

- ・吊物機構設備の計画に当たっては、講演会、展示会等の開催に必要な照明・映写スクリーン・音響機器、看板・垂れ幕等を、トラスバトンと吊物バトンを組合せ適切に配置するとともに、それらが電動で昇降することで簡便な操作を行えるよう計画すること。
- ・催事に応じて機材や装置の吊り込みが行われると想定される設備については、ホール床面での吊り込み作業が可能ないように計画し、高所作業が生じないよう配慮すること。
- ・吊物機構の操作に当たっては、操作員が目視にて昇降させる設備を監視できること。

(2) 舞台照明設備

- ・講演会や式典など、舞台を設定して開催されると想定される催事の演出用照明として、照明バトン用給電設備などを適切に計画すること。
- ・一般照明としては、展示会の開催に必要な照度（参考：平均床面照度 500lx）を確保すること。講演会等の劇場形式の際には、客用照明として 250lx 程度を確保し、0 から 100%の調光を可能とすること。
- ・調光に当たっては、中庸レベルを保持した状態での利用があることも想定すること。
- ・演出用照明に必要な不可設備、調光設備、照明器具、スタンド、ケーブル及びアクセサリ類を適切に計画すること。
- ・舞台照明設備の操作はホール床面にて行うものとし、専門技術者によらない簡便な操作を可能とすること。また、演出性の高い催事に対応できるよう、照明操作卓の持ち込みを想定し、ホール内に接続コネクタを設置すること。
- ・操作においては、一般照明、演出照明を一体的に操作できるよう計画するとともに、舞台音響設備、映像設備などを含め、ワンマンオペレーションを可能にすること。

(3) 舞台音響設備

- ・舞台音響設備としては、展示会における BGM や設置位置を催事に合わせて設定できる簡易拡声装置、講演会における拡声設備を計画し、それらに必要なマイクロホン、音響調整卓、音源再生機器、スピーカー、スタンド、ケーブル及びアクセサリ類を適切に計画すること。
- ・音響設備の操作はホール床面で行うものとし、照明や映像設備との一体的な操作を可能にすること。
- ・平土間型のホールとしてフレキシブルに対応できるよう、ホール内に音響回線及びコネクタを配置すること。
- ・演出性の高い催事に対応すべく、仮設音響専用電源盤をホール内の上手・下手にそれぞれ 1 か所ずつ計画すること。電源盤の計画に当たっては、仮設電気設備に関する指針（電気設備学会）に準拠すること。

(4) 映像設備

- ・講演会や映写会に対応すべく、7,000ansi ルーメン程度のビデオプロジェクターを装備すること。
- ・ホール内でフレキシブルに映像設備を設置できるよう可搬型プロジェクター（5,000ansi ルーメン程度）及び設置台を計画すること。
- ・映像設備の操作はホール床面で行うものとし、簡便な操作を可能とし、各種の映像再生機器を具備すること。

(5) 進行連絡設備

- ・催事の進行連絡設備として、インターカム、運営用 ITV 設備を計画すること。

(6) その他

- ・交流支援スペース特殊設備の仕様については、「県施設映像音響等設備」(添付資料 14-1)を参考に計画すること。

2 交流支援スペースの様々な利用形態への配慮

- ・多目的ホールでは、可動間仕切りを使用した分割利用を想定している。この件については「交流支援スペース参考配置」(添付資料 13-2)を参照すること。
- ・音響設備、映像設備の計画に当たっては、それぞれの利用に柔軟に対応できるよう、回線の相互引き回しや系統分けを行い、利用形態に応じて設定が出来るようにしておくこと。
- ・「交流支援スペース参考配置」(添付資料 13-2)の利用形態を想定した設備内容を満たすこと。